

平成 30 年度 第 4 回吹田市人権施策審議会会議録

1 日 時 平成 30 年 10 月 18 日 (木) 午後 3 時 30 分～

2 場 所 吹田市役所高層棟 4 階 特別会議室

3 出席者

〈審議会委員〉(五十音順)

泉委員 金戸委員 田端委員 出口委員 春貴委員 藤原委員
的場委員 村田委員 山下委員 山本委員

〈欠席委員〉

古本委員

〈事務局職員〉

横山 尚明 (人権政策長) 信田 二三夫 (市民部人権平和室長)
岸上 孝司 (市民部総括参事) 西口 崇 (市民部人権平和室参事)
田毎 祐三 (市民部人権平和室主幹) 桑田 香苗 (学校教育部教育政策室主幹)

4 傍聴者 あり(1名)

5 会議概要

以下のとおり

(事務局)

資料確認、出席状況報告
傍聴希望者の有無確認

(会長)

皆様、お忙しい中、第 4 回目ということでお集まりいただき、ありがとうございます。前回に引き続き、御意見をいただいた所について私の方で加筆をしました。それから今回新しい所で、これは事務局案で私はまだ触っていないですが、29 ページの所と推進に当たっての所です。それとグラフのことについて、前回お出しした案では事務局案として意識調査の項目を入れたらどうかと言うコメントが書いてありまして、これをそのままやっていると、最後に入れた時に、これでいいのかと言う話になると困りますので、いったん私の方でグラフを入れてみました。グラフを入れましたが、入れただけでは私も考えて、コメントもつけてみましたが、色々な御意見があると思います。

例えば、私もコメントの所で、結局そんなコメントと言っても同じ内容を繰り返してい

るということの方が多いのでと思いながらも書いてみました。

それから、小さな文字にして、むしろ、コラムのような感じで少し本文とは書き分けるという方法もあるかと思しますので、それも併せて御検討いただきたいと思います。

それで、まず、2 ページ、3 ページ、4 ページのイタリックの所で、本当はアンダーラインのような形でお示すべきだったのですが、アンダーラインに相当する部分ということでイタリックの部分について確認していきたいと思います。

3 ページの所で、「また、この間、国レベルでも様々な法整備が行われてきました。この経緯については、個別の課題の箇所で説明します」という形で後にふっています。

それから、3 ページの下の所に「性の多様性」という言葉を付け加えています。

それから、5 ページの所で「自分自身を尊重することを含めた自己の課題として向き合うことが求められるため、人の痛みや苦しみにかえて無関心や無自覚を引き起こし」というようにしました。私もこれを読んでみて、もう少し書かないといけないと思うのですが、要するに趣旨としては、前回、K 委員から自分自身の課題、自分自身を守ることだということが言葉としてあった方が良いという御指摘があったので、それを私なりに解釈して自分自身を尊重することを含めた自己の課題として向き合う。だから、自分自身の尊重と同時に自分自身の中にある課題として、自分の問題として取り組みましょうということで、こういう言い回しにしました。かえてってというのはそういう意味です。

それから下の差別や偏見という所、差別意識という「意識」という言葉を入れました。

それから、個別の課題ということで、8 ページ以降の所です。まず、9 ページの「吹田市が平成 29 年度に実施した「人権についての吹田市市民意識調査報告書」によると、」という所ですが、前回の事務局案には、ここに意識調査の結果を入れたらどうかという案が当初ありましたので、入れてみました。10 ページのところで、「吹田市で行った調査は今回が初めてなので、過去との比較はできないのですが、女性の人権問題に関心があり、その取り組みに積極的な姿勢をしめす回答が多数を占めていると言えますが、少数の人たちが消極的な答え方をしている点にも注目して、今後の取り組みを進めていく必要があります。」というようにここはコメントを入れています。

11 ページ以降は子供です。子供については、ここで児童虐待、いじめと項目がありますが、子供の「供」はひらがなに直してあります。それから 13 ページのイタリックの部分で、ここも御指摘があったので、「この他にも子どもや若者の居場所づくり、体罰をめぐる問題、子どもの最善の利益を実現するために社会や大人が何をすればいいのか、すべての子どもが大切にされる社会をどのように作っていくのかなど、たくさんの課題があります。また、個々の問題や課題については、それぞれが多様化、深刻化しています。」というような言い方をしました。網羅的にいろいろな課題を書くわけにいかないで、「子どもの最善の利益を実現するために」という文言と「子どもが大切にされる社会」という言い方、それから「多様化、深刻化しています。」という表現にしてあります。

それから、13 ページの一番下の所から 14 ページの下から始まる表についてのコメントを書いています。数字をそのまま説明しています。16 ページには高齢者。高齢者についても 17 ページから始まる表についての説明を 16 ページから 17 ページに渡って書いています。

それから、18 ページには障がい者。このことについては、私の方で 19 ページの真ん中より少し下の所で、学校現場のことについて書いておいた方が良いでしょうということで、「学校現場での障がいがある子どもたちへの教育については、特別支援教育として実施されているところですが、身体障がいのある子どもたち、発達障がいのある子どもたちに対する個々のニーズに応じた教育の充実と、すべての子どもたちへの障がいやニーズに対する理解や共感を深め、お互いを相互に認め合えるような学級づくり、学校づくりを進めます。」ということは障がい者の項目ではあった方が良いでしょうということで加筆しています。

それから、19 ページの所で、精神障がい者について、もう少し書いた方がよいのではないかとということで、「精神障がい者については、精神障がいへの理解、啓発活動を含め、精神障がい者が社会の一員として生活できるような施策の充実を図ります。」と少し加筆しています。20 ページの所は 21 ページのグラフについての説明になります。21 ページの最初の 4 行で少しだけコメントをしていて、「これらの項目では、障がい者に対する学校教育での別学、意思決定の尊重についての評価が分かれています。障がい者にとって、何が最善の利益になるのかという点について、今後とも議論を深めていく必要があるといえます。」だから、グラフを見て、意見が分かれているとか、否定的な意見があるとか、そういう部分について、少し説明を加えています。

22 ページ以降は同和問題、部落差別ということで、そこは同和対策審議会の文言ですが、引用を加筆しています。「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題」であり、「日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」であって、「日本国民の一部が現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と位置づけました。このようにイタリックの部分を追加しました。

この部分は大変重要なポイントで、特に市民的権利と自由が完全に保障されていないということが、改めてここで明記されて、その延長線上に今の人権施策の問題があるので、ここまで引用した方が良いでしょうということで、このようにしてみました。

それから、23 ページの所は同じように意識調査の所ですが、最後の所で「現在も、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような書き込みがなされる事案などが発生しています。平成 28 年(2016 年)12 月 16 日に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に則って、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、これを解消することが重要な課題であるとしています。」これは、現行法律との関係を明記するべきであるという御意見があったので、このようにしています。ただ、部落そのものをどうするかということになりますと、このコメントをどこかに移すということは考えられます。

それから、26 ページの外国人ということで、これも特に御意見はなかったのですが、26 ページの最後の段落の 2 行目の所ですが、「このような中、平成 29 年 10 月に「吹田市多文化共生推進指針」を策定しました。この方針に沿って、市の担当部署と責任の所在を明確

にしつつ、」という文は前のヒアリングの時に議論になったので、担当部署と責任の所在を明確にするという文言は入れた方が良いでしょうということで、このように加筆をしました。

後は意識調査の内容の文書化ですが、27 ページの最後の 3 行で「外国人には、日本での生活の状況や、居住歴について多様なあり方が存在します。個々の人たちの状況の理解とそれに即した施策や交流、相互理解のあり方が工夫される必要があります。」と加筆をしました。

それから、30 ページの「推進にあたって」ということで、「庁内推進体制」として、「基本理念の実現に向けて、総合的かつ効果的に施策を推進するため市長を本部長とし、」というように人権施策推進本部という庁内の体制について記載しています。

それから、「関係団体との連携」ということで、「吹田市人権啓発推進協議会をはじめ、吹田地区人権擁護委員会」という人権の関係する団体の名前を入れてありますし、また、社会福祉協議会や民生・児童委員協議会なども入れてあります。

それから、「用語解説」という項目があって、難しい言葉は各ページの下の所に必要に応じて、注釈をつける方が良いでしょうということで、これは提案ですが、難しい言葉の説明は最後にまとめるのではなく、ページの下の所に脚注という形で出したらどうかということです。

それから、この審議会はどうするのか、指針を作ったら終わりなのかということは、この文書に書く必要はなく、条例で、この審議会は常駐するということになっている。だから、この答申が出て、吹田市が吹田市の立場で基本指針の新しいものを作った後も当然審議会は存続するわけで、そこでまた、どういうことをするのかということの議論は今後していくし、この答申の内容が実際実現されているかの評価を巡る問題はそこで出せるであろうということです。以上ですが、前回から御意見をいただきましたが、それほど大幅な加筆、修正の御意見がなかったので、このような形で私の方で整理をさせていただいた次第です。

(F 委員)

グラフについてですが、グラフだけを見ると、「そう思う」「思わない」の注釈がないので、これだけを見ても分からないということと、グラフについての解説がかなりのウエイトを占めているという印象があります。ですから、よほど数値が突出していて、特記に値するということについては文章にして、そうでないものについてはグラフを見れば分かるというような形をとっていただいた方がまとまるのではないかと思います。

それ以外では文章の流れとして、ここはこうした方がよいのではないかと思います。ありますが、それはまた後程申し上げたいと思います。

(H 委員)

せっかくグラフをとって、分析もされて、特に色々な施策をするに当たって、市民の立場でどのように皆さんが考えているかということは書いて然るべきものだから、その出し方の問題で、グラフだけにするのか、まとめもいるのか、あるいは、もう少し精査するの

かという点ではありますが、やはりあった方が良いと思います。

(F 委員)

入れるのであれば、流れの中でいくのではなくて、アンケートの結果そのものを別途付ける形の方が、子供の問題、高齢者、障がい者の問題とずっとありますが、それぞれバラバラと入っているので、まとめて出した方が、かなり読みやすくなるだろうと思います。また、ボリュームを出すために入れるようなものではないとも思います。

(G 委員)

アンケート、市民意識調査の結果を入れた方が良いと思いますが、施策の基本方針とは別物だという形で小さくして入れているけれども、参考資料として見てくださいというように本文ではない方が良いのではないかと思います。基本方針としての本文ではない方が良いのではないのでしょうか。

(D 委員)

そうですね。やはりアンケートはあった方が良いと思います。市民が実際、このような意識ですよということは知ってもらいたいから、ここで出すにしても別で入れた方が良いと思います。

(会長)

入れるにしても、参考資料というか、注として入れる。別刷りで。

(F 委員)

ただ、気を付けないといけないのは、アンケートの中には数字が多いので、それが正論だということにとってしまっただけではいけない。数字にはこのように表れているが、それは違うということも、もし、入れる所があるなら、入れておかないと説得力のないものになってしまう。

(会長)

そうであれば、必要な所は本文に取り込んで、グラフは本文としては入れないが、市民意識調査にあるようにという形で書いておいて、そこをみてくださいとしましょうか。そして、同和問題などの気になる所はコメントをするというように考えてみます。

あと、文言のことなどで何かありますか。

(H 委員)

12 ページの児童虐待の最後の 4 行と 9 ページの 3 段落目が重複しているので、どちらかを訂正するべきではないですか。

(会長)

そこは私に考えさせてください。両方で触れる場合は、ここでも触れましたが、という言葉があるでしょうね。

(A 委員)

コメントの部分ですが、10 ページの女性の人権について、「少数の人たちが消極的な答え方をしている」という問 2 の 1 に対する事だと思っておりますが、一方で 21 ページの障がい部分では上から 2 行目の「意思決定の尊重についての評価が分かれています」という問 6 に対する事だと思っておりますが、これらは比率でいうとそれほど変わらないが、一方では「少数の人たちが消極的」という表現で、一方では「評価が分かれています」という表現になっているので、アンバランスのような感じがします。

(会長)

グラフをまとめるというか、参考資料にするということも含めて、もう一度この書き方を考えてみます。

(F 委員)

あと、言い方の部分ですが、1 ページになりますが、3 行目と 4 行目。「個人としての尊厳が重んじられる社会、個性や能力を發揮し」とありますが、この個性や能力を發揮しというのは自己研鑽の部分になるので、そうではなくて、個性や能力が自己実現の機会として確保されるというようにしないと、立場があちこちと変わってしまうようなことになってしまう。

それと 7 ページですが、②の所で「吹田市内の人権に関する草の根運動」とありますが、草の根運動ではなくて、活動への支援を図っていくとした方が良いのではないかと思います。

それと 13 ページの真ん中より少し下の方で「ひとり親世帯に対する経済的支援等」とありますが、このひとり親世帯というのは、普通は母子家庭ととるのでしょうが、今は、よく父子家庭の問題だと言われたりするのですが、このひとり親世帯というのは母子家庭ならずとも父子家庭も含むかどうかというそのあたりがよく分からないのですが、これは行政が関わってくるので、すべてのひとり親世帯が対象となるのかははっきりしておかないといけないと思います。

(事務局)

その本文の前に書いてあります「吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」を今年 3 月に策定した中の重点施策、経済的支援の中に、ひとり親世帯への支援という文言が出てきます。それは児童部の子供担当所管のものですが、具体的な内容まで分かりませんので、最終的に審議会からの答申をいただく前に庁内の各部局へ表現が適切か見てもらう予定にしていますので、その中で修正が出てくることもあるかと思っております。

(I 委員)

13 ページの最後の「子どもが一人の人間として尊重・保護され、生存、発達や自由が保障されるためにも、子どもの立場に立って、子どもが安心、安全で健やかに育つまちづくりを進めます。」とありますが、子供の人権尊重という観点で書かれていまして、これに今、子供にやさしい街づくりという観点に立った時に子供参加という所がなくてはならない視点で「子どもの立場に立って」という所に「子どもと供に」という言葉を加筆するのはいかがでしょうか

この審議会の中で私の役割としては、子供の権利条約に則って、子供参加という所をお伝えし続けてきたつもりでいますので、そこを考えていただければと思います。

(H 委員)

そこは子供参加というのが良いと思います。国際的にもそのような流れになっていますから。

(F 委員)

別の話になりますがよろしいですか。いわゆるインターネットの被害についても書いてもらっていますが、実際、例えばグーグルやヤフーで皆さん検索をしますが、ネットの世界では1%ぐらいで、パスワードを使ったりするのが40~50%ぐらいです。あとは例えば薬物販売であるとか、殺しの請負であるなどのダークサイトがあるのですが、もう少し、ネットの危険についても人権に関わるので、何らかの形で入れておいても良いのではないかという気がします。

6 ページの情報収集・提供の充実ということについては詳しく書いているから良いのですが、被害についてのことが人権侵害という部分ではかなりのウエイトを占めているので、そのあたりのことをもう少し書いても良いのかなと思います。ただ、それに対して行政がどのような取組ができるのかということが私には分からないので、書きようがないのかとも思いますが。

(D 委員)

人権研修に行くと、毎年、話に出ますが、人権課題の広がり方が速すぎるので、今書いてもどんどん時代が変わってもっと被害が出る。今、情報も何百万、何千万と漏えいしていますから、全然追いつかないのですよね。

(F 委員)

行政でも、今ネットサイバーのようなものを設置しても遅いぐらいかと思います。そのようなものがないと、警察も行っていますが、吹田市の様々な住民の情報が完全に守られているとは言い難いと思います。

(事務局)

市としては、例えば国への法整備の要望という形で書き込むことはできますが、条例の範囲内でとなると、限定的で効果のないものになってしまう。

(F 委員)

何か考えていかないといけないでしょうね。そのようなことをしますよという文章を入れるかどうか。

(I 委員)

そうすると、29 ページの事務局案の所の「これらのさまざまな」から始まる文章で、最後に「国や大阪府に働きかけ」と記載されているのが、そのことに当たるのですね。

(会長)

ネット被害については、何らかの文言を書き込むというのは考えざるを得ないと思います。それは本来は、別途、審議会を作って議論をしないといけないぐらいの話かもしれません。ただ、そのあたりの頭出しをしておいた方が良くかなと思います。

(F 委員)

「それを考えています」でも良いし、考えているというのは、どこかに書いておかないといけないと思います。

(会長)

社会の在り方の基本に関わる問題になりつつあるからね。約束、ルールそのものが成り立たないようなことになりつつある所もありますから。

(I 委員)

それは、私達の社会が、被害にあったということを聞くと、まず、「そのような所へアクセスしたあなたが悪い。」とかいうようになってしまうことがあるので、そうではなくて、市民社会全体の責任だという所を書き込むという意味ですか。

(F 委員)

今は、パスワードとか関係がありません。そういう所へ知らないうちに入って行くのです。そこに入った時点で全て相手の方が分かっている。実際の犯罪等に使われているサイトというのは膨大にあります。

(B 委員)

専門的な分野になってきますので、基本方針にはそこまで書く必要があるでしょうか。

(会長)

それほど多くは書けませんが、少し考えてみます。

(F 委員)

少し教えて欲しいのですが、ジェンダーの問題を考えた時に男女共同参画という区分けはいかがなものでしょうか。ジェンダー共同参画なら分かります。

例えば、9 ページの中程ですが、「今後も、条例やプランに基づき男女が家庭、職場、地域」とありますが、何か少し引っかかる気がします。ここには男性と女性しか書かれていません。

(会長)

歴史的な経過の中で、このような言葉を使っていますというように言わざるを得ないですね。

(E 委員)

男女共同参画という言葉の背景には女性の社会参加が少ないから、もっと平等に参画をして行くように進めるための言葉として出てきているということなのではないでしょうか。

(F 委員)

もともとはそうなのですが、社会の構造がその頃と比べると今は変わってきているので、100%耐えられる言葉ではなくなっています。

(会長)

だから、性の多様性を認めて、性の多様性の中で平等を実現する社会というニュアンスにしないといけないですね。

(D 委員)

撤廃条約、雇用の機会均等などのあたりから、その言葉が前に出てきている感じがしますね。

(E 委員)

男女共同参画という言葉はもともと意図する所があると思うので、例えば、8 ページの 2 段落目に「性別にかかわらず男女が共に、」とありますが、「性別に関わりがなく、個性と能力が」というように「男女が共に」という所はなくても文章的には通じると思います。

先程、おっしゃっていた 9 ページの所も「プランに基づき、性別に関わりなく、家庭、職場、地域」とすれば良いのではないのでしょうか。

(会長)

はい。少し表現の仕方を考えてみます。

(I 委員)

基本的なことを確認したいのですが、ここでいう本市のすべての人となった時には、吹田市に住んでいる人や働いている人や学んでいる人が入ることですか。

(会長)

吹田市に住所がある人ということではなくて、吹田市で何らかの活動を行っている人ということではないかと思えます。

(事務局)

吹田市自治基本条例でいう市民です。在住、在勤、在学している人です。

(G 委員)

本市と書いているのは、自治体としての吹田市がこのような施策をしますということによろしいですね。それで利益を得るのは市民に限らない。本市がこのような施策をしますというのは行政としての吹田市の施策方針ですよ。

(H 委員)

行政主体としては吹田市でしょうね。恩恵を受けるのは在住、在勤、在学の人。

(会長)

恩恵の温度差はあります。例えば、企業の方は吹田市の施策や条例にある程度関わってくるので、企業の活動に関わる条例があれば、それはそのような関係ができるということです。

(G 委員)

男女共同参画の(1)で問題の所在として最初にあるのは、まだまだ女性の労働力率低下の原因が 21 世紀を迎えた現在においても性別役割分担の考え方にあるという所がスタートで、これに対する施策をどうしましょうという所でジェンダーフリーに飛んでいる所に少し違和感があります。

(F 委員)

確かにそうです。女性の雇用の機会をもっと増やすということを考えた時に、一方で LGBT の人がもっとマイノリティーな扱いになってしまう可能性があるような気がします。

(G 委員)

男女共同参画という表題を論点として挙げている。LGBT という論点ではない。

(会長)

あとから出てきた議論を付け加えて、まとめて書いていますから。今から全体を見直して文脈を作ることは難しい。男女共同参画をさらにつきつめたらこうなるというように説明するしかないですね。文脈を考えてみます。

(F 委員)

26 ページの外国人の所ですが、中段の所で「また、本市には在日韓国・朝鮮籍などの永住者やアジア諸国をはじめ」とありますが、アジアだけを見ると、圧倒的に多いのがこれらの国々ですが、中国も多いのですよね。吹田市の場合はどうですか。中国も多かったような気がします、入れなくても良いということによろしいですか。

(会長)

アジア諸国をはじめというのではだめですか。そのことは入管の統計を見ないと分からない。それも吹田市に限定した統計というのが本当にあるのでしょうか。インターネットですぐ総務省のもので見られるのは都道府県単位のもので、中国人が多ければ書いても良いと思います。

(事務局)

数字は外国人登録の分で分かります。登録されている方については国籍が分かります。

(D 委員)

ただ、ここでは永住者なので、永住権を持っていないといけないので、韓国・朝鮮籍がほぼ占めているということで良いのでは。

(会長)

恐らく、これらの国籍が中心になると思いますが、中国籍が多いかどうかまでは分かりません。

(F 委員)

それではこの文言どおりで行きましようか。

それと、26 ページの下から 3 行目ですが、外国人の就業機会の確保という所については就業状況、つまり、劣悪な環境、例えば、技術の取得の目的で来ているにもかかわらず、使い捨てのようになっている。実際にそういうことが世間で起きている状態の中で就業機会の確保も良いのですが、その状況についても何とかしなければいけないと思います。

(会長)

良好な就業環境の保障ということがいるのですが、ただ、入管法上は安易に就業機会の確保とは書けない。在留資格別の就業しかできないので。自由に就業できるのは永住者ぐらいです。それで労働力が欲しいから研修生を呼んできて働かせる。

(F 委員)

いわゆる、就業ビザで来ている人でも同じような扱いをされている人がいる。だから、確保はするが、あとは知らないというのはいかがなものかと思います。

(会長)

確保及び就業環境の保障ですね。少し考えてみます。

(I 委員)

そうすると、そういうことを知った人が誰に相談に行くかとか、御自身がどこへ相談に行くのかという所を整理していく必要があるということにつながっていくわけですね。

(E 委員)

29 ページの(7)さまざまな人権課題の所ですが、表現が少し雑になっている気がします。「主要な人権課題以外にもさまざまな人権課題が存在しています。HVI 感染者、ハンセン病回復者、・・・」とキーワードだけが並んでいて、何が問題、課題なのかというのが、つまり、HIV 感染者が課題なのか、法務省であれば、それを取り巻く感染者に対する偏見が差別という所まで書いているので、そのあたりをもう少し丁寧にした方がいいと思います。

LGBT に関しては性的指向、性自認の問題と言っていて、ここで問題と使っていると、逆に何が問題なのかも少し分かりづらいですし、アイヌの人々、刑を終えて出所した人などの表現の仕方、ホームレスもホームレスで良いのか、野宿生活者の方が良いのか、そのあたりを含めて、もう少し丁寧に表現できないかという気がしています。

(会長)

少なくとも、国が言っているような所までは書き込んだ方が良いでしょうね。
それで、日程としてはもう一回行うのですね。

(事務局)

今の予定では12月の半ばあたりで、もう一度審議会の日程をとらせていただきたいと思っています。その時には答申をいただくこととなりますので、それまでに内容について詰める必要がございます。ですから、今、様々な御意見をいただいたことに関して、会長とお話をさせていただきながら、最終的にこの文章等の校正につきまして、皆さんで集まっていたという機会は答申をいただくまでにはありませんので、会長に中味については一任していただくようなことが必要になります。

(会長)

ということは、次回は答申の本文ができていないといけないわけですね。

それでは、私の方で案を作って、11月の連休後ぐらいに皆さんにお送りして御検討いただき、それを返してもらったものを元にして成案を作るということにします。

もし、最後の微調整が必要であれば、12月の審議会の時にするという流れで行いたいと思います。

そうしましたら、これで終わりたいと思います。